

愛媛県今治市

※令和2年6月に総務省がご担当者様にヒアリングを行った内容を掲載しています。

今治市は、公文書等の送達業務を平成17年から島しょ部において信書便サービスを利用していました
が、平成31年度からは、陸地部を含む市全域での利用を始めました。

以下は、文書発送などをご担当される職員の方からお聞きした話です。

Q 現在、どのように信書を送達していますか。

A 本庁と島しょ支所間コースと本庁陸地支所コースの2コースに分けて業務委託しています。集配は、毎日
で、本庁陸地支所コースは本庁をスタートして6か所を2時間半かけて周回し、本庁島しょ支所間コースは、
約4時間かけて5か所の支所を往復しています。

送達してもらうものは、当市が用意する各支所あて用、また、各支所から本庁あての箱に入れた公文書
などです。

Q 信書便サービスを導入することとした経緯を教えてください。

A 平成17年の市町合併後、本庁と島しょ支所間の送達は、信書便サービスを利用してきましたが、職員数の
削減を行っている中で、支所職員の事務軽減を図るため、陸地支所を含む全支所へ拡大しました。

Q 信書便サービスを利用するメリットを教えてください。

A 巡回先としている支所職員の事務軽減を図れたこと、職員が集配を行う場合の事故リスクが回避で
きたこと、毎日集配してもらっていることから業務を計画的に行うことができることなどです。特に、巡
回する支所は11か所と多く、事務軽減には相当な効果があったと思います。

Q 信書便事業者へ委託するに当たって留意されていることを教えてください。

A 集配物は、紛失などの事故が起きないように十分に気をつけてもらっています。特に、集配物には個人情報
を含むものも取り扱いますので漏洩することがないように特に配慮してもらっています。

Q 信書便サービスに今後期待することを教えてください。

A 今後、信書便事業の需要が増えて普及が進むことによるサービスの多様化や質の向上を期待します。

